

東海大学医学研究科の教育に関する細則

制定 2007年4月1日

改訂 2008年5月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、東海大学医学研究科規則に基づき、医学研究科が養成しようとする人材について定める。

(修士課程で養成しようとする人材)

第2条 基礎段階の研究デザイン・立案ができ、今日の医学に関する基礎的教養と必要な研究方法を身につけ、かつ生命倫理・科学研究倫理に関する健全な見解、グローバルな語学力を兼ね備えた人材を養成する。

- 2 研究者を目指す者に対しては、博士課程への進学を前提として、専門分野の医学研究の発展に貢献できる学際的な人材を養成する。
- 3 実社会での活躍を目指す者には、医学・医療関係の実務を行える能力を育成する。自然科学系の素材のほか、研究に関する各種の審査及び支援、あるいは研究の場に必要的人文社会学系の背景をもつ素材も発掘し、育成指導を行う。

(博士課程で養成しようとする人材)

第3条 医学及び生命科学分野で活躍できる良識を備えた研究者、研究マインドを持った専門医、並びに医学・生命科学の研究に必要な境界領域の専門家を養成する。

- 2 研究者を目指す者に対しては、海外研究機関への留学を積極的に推奨し、これらを含む研究経験を通じてグローバルに活躍できる人材を養成する。
- 3 臨床医を目指す者に対しては、臨床上の専門知識及び技能を修得し専門医等の資格を取得することを積極的に推奨する一方、健全な倫理観と研究マインドを備えることによって指導的能力を発揮できる人材を養成する。

(教育内容)

第4条 グローバルスタンダードを満たす医学・生命科学の研究には多彩な知識の有機的な統合を必要とするため、医学・看護学・薬学・理工学の他、人文社会学を背景とする学生を対象とし、その学歴に応じて修士課程、博士課程を通じて学際的教養を育む。

第5条 研究室での研究指導に加え、選択科目を通じて個々に必要な基礎的教養を育むとともに、必須科目のゼミナール・ケーススタディ等を通じて学生間の異分野交流を図る。

第6条 医学研究科の必須科目として修得すべきものには生命倫理、科学研究倫理、科学英語、生物統計学、分子遺伝学のほか、医療安全管理、医療経済等医療問題に関する内容を含む。

第7条 博士課程において必須科目として修得すべきものには生命倫理、科学研究倫理、科学英語、研究計画法、生物統計学、医療安全管理、医療経済等医療問題に関する内容、分子遺伝学並びに分子生物学分野を含む。

付 則 (2007年4月1日)

この細則は2007年4月1日から施行する。